

第75回労働施設検討会議 議事概要

1 日 時 令和8年6月22日（月） 午後7時00分～午後8時25分

2 場 所 西成区役所 4階 4－5・7会議室

3 出席者

（有識者4名）

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学建築学部准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

（行政機関17名）

大阪労働局 中川会計課課長補佐、川岸職業対策課課長補佐 ほか1名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか6名

西成区役所 式地総合企画課長 ほか6名

（地域メンバー14名）

山田大阪府簡易宿所生活衛生同業組合相談役

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

牧萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社代表社員（代理）

山田 NPO 法人サポータィブハウス連絡協議会代表理事

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

吉岡釜ヶ崎反失業連絡会共同代表（代理）

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長（代理）

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム渉外担当

小林住まいとくらし SOS おおさか実行委員共同代表

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

4 議 題

- ・令和8年度における労働施設検討会議の進め方について
- ・新労働施設の利用方法（たたき台）について

5 議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所）

有 本日は令和8年度初めての労働施設検討会議となります。昨年度は地域の状況や課題の変化などに応じた労働施設になるよう、新たに追加する機能や施設規模について検討を行い、会議の意見として取りまとめました。

今年度は、施設の利用方法やワンストップ相談窓口、一体的実施事業といったソフト面について検討をしていきたいと思います。とりわけ本日の会議では、今後の議論を計画的かつ効率的に進めるため、検討スケジュールを皆様にご覧いただきます。

また、新労働施設の管理や利用方法についても議論を再開したいと考えています。

議事の流れとしましては、次第にごさいます議題「令和 8 年度における労働施設検討会議の進め方」と「新労働施設の利用方法（たたき台）」について説明させていただき、委員の皆様からは、その後に、両方の議題に対するご意見をまとめてお聞かせいただきたいと思います。

本日は皆様のご意見を聞く場といたします。活発な意見交換ができるよう、よろしくお願いいたします。

前回会議の振り返りは、第 74 回労働施設検討会議の議事要旨を参考資料としてお配りをしておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、早速ですがこれから議題に入っていきたいと思います。まずは、「令和 8 年度における労働施設検討会議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

府 議題の 1 つ目、「令和 8 年度における労働施設検討会議の進め方」について説明をさせていただきます。

資料 1 「令和 8 年度 労働施設検討会議 年間検討スケジュール（イメージ）」をご覧ください。

1 ページ目にごさいますのは、3 月 23 日に開催しました第 74 回労働施設検討会議で説明をさせていただきました参考資料「新労働施設オープンに向けた今後の検討項目（イメージ）」になります。

この資料は、今後の労働施設検討会議等で検討する内容をお示ししたもので、「労働と福祉のワンストップ相談窓口」設置に向けた準備、「一体的実施事業」の運用に向けた準備、「新労働施設の施設管理」に向けた準備としています。

その中で今年度検討するものに下線、網掛けを付けております。まず、「労働と福祉のワンストップ相談窓口」設置に向けた準備については、窓口の設置目的の設定、運営体制の検討を議論していきたいと思います。

ワンストップ相談窓口については、エリアマネジメント協議会の就労福祉専門部会と共同で所管する項目としており、現在、就労福祉専門部会で議論が始められたところです。

一体的実施事業の準備については、支援目的の設定を議論してまいります。

施設管理に向けた準備では、施設運営時間や使用ルールの検討、駐車場での求人活動に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて 2 ページ目、3 ページ目では、今年度（令和 8 年度）に労働施設検討会議で検討する項目のスケジュールイメージをお示ししています。まず 2 ページをご覧ください。

開催月についてですが、労働施設検討会議を 2 カ月毎（偶数月）に開催していきたいと考えております。それでは検討項目について説明させていただきます。

「新労働施設の施設管理」に向けた準備についてですが、令和 8 年度獲得目標の欄をご覧ください。

新労働施設の利用方法については、昨年 11 月の第 71 回労働施設検討会議でお示した新労働施設の利用方法（たたき台）をもとに、来年の基本設計の仕様や建築の条件に影響する項目について議論をしていきたいと考えています。

3 ページ目に記載していますが、10 月に基本設計の仕様、建設条件に影響する項目の取りまとめを行うことを目指し、今回の検討会議では事務局としての項目案の提示、今回と次回 8 月予定の検討会議において皆様と意見交換をしていきたいと考えています。

なお、それ以外の項目については令和 9 年度以降も継続して検討していくことを考えております。

続いて駐車場での相対求人の実施に向けたスキームの検討ですが、新労働施設の駐車場で相対求人を実施するうえで必要な条件などを検討し、求人事業者に駐車場利用を促すための具体的手法などの検討を進めていきたいと考えております。

8 月には、求人事業者の利用意向やニーズ把握についての議論を予定しております。

なお、ワンストップ相談窓口の設置に向けた準備については、現在、就労福祉専門部会で議論を行っており、必要に応じてその検討内容を労働施設検討会議で取り上げられるようにできればと考えています。

また、本スケジュールはイメージとなりますので、今後の調整状況によっては会議の開催時期、議題を変更する場合がありますのでご了承ください。事務局からの説明は以上となります。

有 今後の調整状況によっては会議の開催時期、議題の変更や追加を行うことになります。

また、ワンストップ相談窓口については、就労福祉専門部会と一緒に検討を進めておりますが、来年度の基本設計の仕様等に反映できるよう取りまとめていきたいと思ひます。

それでは、次の議題「新労働施設の利用方法（たたき台）」について説明します。

本議案では、令和 7 年 11 月に開催された第 71 回労働施設検討会議においてお示した「共用施設の管理方法について（たたき台）」について、引き続き意見交換をしていきたいと思ひます。

まず、前回いただいた意見等を振り返りたいと思ひます。

資料 2「第 71 回労働施設検討会議 議事要旨（抜粋）」をご覧ください。

その際の説明として、「施設」については、日雇労働者の居場所機能は、福利・にぎわい機能を担う北側施設に設置予定である。

「駐車場の管理」は、

- ・ 駐車場利用時間は建物開所時間内とする。
- ・ ロボットゲート等で入出庫を管理する。
- ・ 施設開所時間外の敷地内立ち入りは禁止する。

「駐車場の利用」は、

- ・ 原則として駐車料金は有償とする。

ただし、求人事業者は午前 5 時から午前 8 時の間の駐車料金は無償とする。

なお、西成労働福祉センターに求人を出している事業者のみ対象とする。

その他の施設利用者には、1 時間無料にするなど減免を行う。

「駐輪場」は、

- ・ 利用時間は建物開所時間内とする。
- ・ 利用料は無償とする。
- ・ 駐輪場に繋がる通路を限定し、チェーンポール等を設置するなど、施設閉所後に通路を施錠する。

「1 階玄関前オープンスペース待合」については、前回会議で屋内スペースに取り込むことで取りまとめたところですが、当時の説明としては、

- ・ 求人求職の利用に供するため、利用時間は建物開所時間内とする。
- ・ 犯罪行為の防止の観点から施設敷地の周囲にネットフェンス等、敷地外からの侵入を防止するため、通路にチェーンポール等を設置する。

「トイレ」では、

- ・ 屋外トイレと屋内トイレをそれぞれ設置する。
- ・ 屋外トイレは個室を 1 室設置する。
- ・ 求人・求職者の利用に供するため、屋外トイレ利用時間は建物開所時間内とすることとし、外側から施錠はしない。

との内容でご説明させていただいたところです。

資料裏面には、地域委員の皆様からいただいた主なご意見を記載しております。当時のご意見としては、

- ・ この見直し案については管理者側の発想に偏っている。

というご意見がありました。また、

- ・居場所機能の確保や野宿生活者について意見がありました。

こちらは、福利・にぎわい会議やエリマネ就労福祉専門部会で検討いただくことになります。

その他、駐車場での求人求職活動の関係で、

- ・駐車場の利用が開館時間内とするのであれば、夜間や日曜日など施設が閉まっているときは、路上駐車に対応することになるのか。

とのご意見をいただきました。

これらの意見を受け、次に資料3「新労働施設の利用方法（たたき台）」について事務局から説明してください。

府 事務局から資料3「新労働施設の利用方法（たたき台）」を説明させていただきます。

さきほど有識者から説明がありました第71回労働施設検討会議でお示しした内容に、その後の労働施設検討会議で取りまとめた内容を反映した資料としております。その中でも令和9年度（来年度）に予定している基本設計の策定に向け、建物等の仕様や建築の条件に影響する項目については、優先的に意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず、「施設」の開所時間についてです。

開所時間は、入居機関の開所時間に合わせて設定することとし、月曜から金曜日までは午前5時から午後5時30分、土曜日は午前5時から正午まで、日曜日・休祝日・年末年始は休館としております。

入居を予定しております各機関の現在の開所時間を記載しておりますが、朝は西成労働福祉センターの開所時間である午前5時。終わりは西成区保健福祉センター分館機能の午後5時30分。土曜日については西成労働福祉センターの閉所時間である正午に設定しています。

次は「駐車場」についてです。

「駐車場」は、施設の管理・利用以外にも、1つ目の議題で説明させていただきましたとおり、今後、「駐車場での相対求人実施に向けたスキーム」ともあわせて検討していくことになりますので、広くご意見をいただきたいと思います。

改めて資料の「駐車場」の欄をご覧ください。駐車場について、令和3年度基本設計時には、24時間無償で利用できることとしておりました。第71回労働施設検討会議でも説明をしておりますが、24時間無償利用を可能とした場合、

- ・悪意ある個人・組織による占有。
- ・来訪者や観光客・周辺宿泊者が利用し、想定している本来の施設利用者の利用が阻害される恐れ、
- ・不法投棄、盗難車両の残置の懸念。

があることから「見直し案」を示させていただいています。

駐車場の利用時間を施設の開所時間にした場合、夜間や日曜日など路上求人が発生する状態になるというご意見がございました。今回のたたき台では24時間利用可能といたしますが、有償化するとともに出入りする車両を管理したいと考えております。

なお、駐車場を出入りする車両の管理はロボットゲート等の無人管理を考えておりますが、安全面の確保については、西成警察署と連携し巡回の協力を求めていきたいと考えています。

駐車場の利用料金については、求人事業者が駐車場を相対求人場として利用する時間帯は無償とし、適用時間については別途検討していきたいと考えています。

なお、無償で利用できる事業者は、仮移転施設の駐車場利用と同様に西成労働福祉センターに求人を出している事業者としたいと考えています。

特に優先的に議論をしていきたい項目は、資料内の点線囲みに記載している内容です。これは基本設計の

仕様や建築の条件に反映していく項目です。

例えば、駐車場の柵や、先ほどお話ししたロボットゲート等の出入口の仕様、駐車場における求人活動スペースの区分などについてご意見をいただきたいと思います。

次は「駐輪場」についてです。

令和3年度時は、無償で利用でき、建物の周囲にフェンスを設置せず、施錠をしないとしていました。駐輪場を24時間利用可能とした場合、

- ・通勤利用者の駐輪場として利用される。
- ・ごみの不法投棄、盗難車両の残置、犯罪行為や器物損壊等が懸念される。

そのため、見直し案として利用時間は建物開所時間内とし、利用料は無償としたいと思っています。

駐車場と同様に、施設を安心して利用いただけるよう、西成警察署と連携して巡回の協力を求めています。

資料内の点線囲みの部分については、先ほどの駐車場と同様に、駐車場柵や出入口の仕様（チェーンポール、扉の設置など）など、ご意見をいただきたいと思います。

次に「トイレ」です。トイレを24時間利用可能なスペースとした場合、駐車場、駐輪場と同様の課題が考えられますが、3月の第74回労働施設検討会議のイメージ図面にありますとおり、建物内の守衛室前に24時間利用できるトイレを設置したいと思います。

点線囲みの部分については、先ほどの駐車場と同様にトイレの仕様などについて、ご意見をいただきたいと思います。

いただいたご意見については、すべて反映できないかもしれませんが、基本設計に反映できるよう検討していきたいと思っています。説明は以上です。

有 新労働施設の利用方法ということで、施設・駐車場・駐輪場・トイレについて、それぞれ利用方法のイメージということで資料の説明をしていただきました。この資料内容は昨年度に皆様からいただいた意見を反映させる形で整理してもらいました。

とはいえ、まだまだ詰めるべき点が多々あるかと思いますので、細かいところも含めて皆様からご意見をいただければと思います。

府 ご意見の前に補足説明をさせていただきます。

先ほどの説明と被る部分もありますが、府としては今年度、基本計画の見直しについて作業を進めており、来年度は基本設計ということで、実際に建てていくための図面を起こしていくというスケジュールで動いています。

資料3の各ページで、点線で囲んでいるところについては、優先的に皆様のご意見を頂戴したい。要はフェンスの仕様や高さなど、例えば萩小の森みたいに3メートルぐらいあるようなフェンスにした方がいいのか、それとも生垣にしたうえで低めに設定した方がいいのかなど、景観等も含めて基本計画に織り込んでいきたいので、まずは皆様のご意見を頂戴したいなと思っています。

駐車場の関係につきましては、その使い方や、寄り場としての機能を発揮していくということも含めてご意見をいただきたい。

労働施設検討会議の年間検討スケジュールに記載しているとおり、8月には求人事業者に実際の活用意向も含めた形でヒアリングするための項目について議論をしていきたいと思っています。駐車場の活用については、今回だけの議論ではなく、具体的な内容は引き続き、継続してご意見を頂戴したいと思っています。

今回は、例えば施錠方法や、駐車場・駐輪場のフェンスも含めた外構部分についてのご意見がないか等、イメージをしていただければと思っています。補足としては以上です。

有 補足の補足です。駐車場に関しては、ゲートの付け方によっては配置ができない可能性がある。

そういうことも含めて議論いただければと思う。

府 そもそもゲートを付けるのかということもある。

有 ゲートを付けると、ルートを確保しないといけない。

府 例えば、駐車場をカメラで録画しナンバープレートを確認して、料金を徴収するというシステムがあります。そういったものも一つの候補かなと思っています。求人事業者の車両をどう管理しているかということも、労働局さんの方で実際に行政指導をどのようにされるのかということとセットの議論になると思いますので、まずはご意見を頂戴した上で、労働局とも一緒に考えていきたいと思っています。

有 北側施設のマーケットサウンドの時に示された調査結果で、このまちに対するイメージに関する議論も出ましたよね。

それを踏まえ、形式的なことではありますが、年度も変わりましたので、「新労働施設の利用方法」でこの施設の駐車場とか、不法投棄等の件について、改めて申し上げたい。

例えば、資料3の1ページに記載されている、駐車場における地域外からの悪意のある来訪者による占有を防ぐ必要があるというのは、その通りだと思います。

当初の提案でも、フリースペースにしておくとなかなか色々な人が入ってきてしまうという話だった。これまでの不法投棄とか盗難車両の残置も、恐らく地域外からの不法投棄が多かったのだろーと思います。

それから次のページへ行きますと、2ページから3ページに、それぞれ犯罪行為と器物損壊への懸念という文言がありますが、趣旨としてはこれも地域外からの悪意のある方々からの犯罪行為や敷地の占有、火災の恐れもあるかもしれないということであって、要は地域外からのそうした危険を防止するというようなところを改めてこの場で確認をし、今後公表する資料や議事録では、そういう趣旨で施設の管理について議論しているということについて、この場にいない方にも通じるようにした方が良いと思う。

考えすぎかもしれませんが、まだこの議論は続くと思うが、そのように整理しておかないとあいりん地域では放っていたら犯罪行為が起こるとか、誤った認識で捉えられかねない。

それは我々のこの会議としては本意ではないと思いますし、今後の議論にも関わってくると思いますので、そういう趣旨だということを年度初めのタイミングで事前に確認しておきたい。

この共通認識のもと、今後の議事録等の作成のときにも記載についてはご配慮いただきたいなと思います。

有 はい。ありがとうございます。いろいろな丁寧な説明いただきました。それを踏まえて、また皆様方からいろいろ意見いただきたいと思いますが、いかがですか。

→ 今更で申し訳ないが、一生懸命に相対求人に活用できる駐車場の台数を多く確保できるよう努めていたが、実際に求人事業者が相対方式で使うときに、この車両間隔で相対求人しやすいのかを含め、求人事業者へのヒアリングで事業者側の声をよく聞いておいてほしいと思います。

府 わかりました。ありがとうございます。

有 他はいかがでしょうか。

府 意見を中々出しにくいと思いますが、我々が考えているイメージはお伝えしたいと思っています。まず外構部分については閉塞感や威圧感をあまり出ないように、高い塀を作ろうとは思っていません。

ただ、抑止力は必要なので、簡単には入れないようにする必要はあると思っていますので、イメージ的には腰高ぐらいのコンクリートがあって、そこに生垣を乗せるような想定をしています。

駐車場については、閉所時間に自転車を持ち込んで捨てられないよう、扉で完全に閉めるまではいかずとも、チェーンをかけて自転車を容易に入れられないような形にはしようと思っています。

要はフリーにしておいて24時間いつでも停められるようにすると、要らなくなった自転車の捨て場所になることも考えられるので、それは抑止したいと思っています。

例えば、昼間に用事で停めて、夜に戻ってくる場合は守衛室に声かけていただいたら、チェーンを外すなどの対応ができればと思っています。

つまり運用面で、ある程度カバーできるところは柔軟に考えていきたいと思っており、来年度に基本設計を図面に起こした後に修正するのが大変な項目を優先的に確認し、ご意見を頂戴できればと思っています。

駐車場については委員からご意見をいただいた通り、今は 35 台を確保するというので、この車両間隔で設定していますが、求人事業者の使い勝手や、実際に求人活動に必要なスペースなども、今後聞き取りするとともに、実際に求人事業者がどれだけ駐車場を相対方式での求人で利用する意向があるのかを確認する予定です。

現状は令和 3 年度ベースで 35 台を設定しているが、区画そのものを見直す必要があれば、台数の調整と併せて 1 台あたりの幅に余裕を持って配置し直すことも考えられると思っております。以上です。

有 ご説明ありがとうございます。ここまで駐車場の話がメインになっていますが、駐車場について何か意見はありませんか。

→ 現状では意見を言いづらいと思っている。なぜかという、労働施設に限らずエリア全体のイメージが湧く状態であれば、北側施設や周辺に何があるかということも踏まえて、こうした方が良いなど意見を言えるが、そうしたものがなく労働施設だけの話をしているので意見が言いづらい。やはりこの建物の管理についてどうなのかっていうことになりがちだと思う。

新労働施設を利用する人が安心安全に利用できるように一定の制限をかけていくという話だと理解はしているが、ワンストップ相談窓口も含めて広く色んな人たちが北側施設も含めてエリア全体を利用すると考えると、利用者の動線などのイメージが湧かない中で労働施設の管理だけを議論するのは難しいと感じている。

駐車場の利用についても、先ほどの委員の発言のように、メインで使う求人事業者にとって、相対方式で求人しやすいスペースの広さや労働者とのやり取り、求人しやすい環境というものがあるのだと思う。

労働者からすれば、単に決まった場所に行って車に乗り込むだけなので大層な話ではないが、利用者目線に立って考える際には、求人事業者の目線は非常に重要だと思う。

また、北側施設との間のバッファ部分についてもまだ具体的な議論が進んでいない中で、そことの境界線に当たる部分のフェンスや生垣などのお話をされても今はイメージが湧かないのが正直なところ。

どうすればゴミを投棄されないか、勝手に侵入されないかなど、どうしても管理側の観点に終始しがちだが、もし北側施設と行き来することを前提にするならオープンな造りにした方が良いので、新労働施設単体で考えるのか、周辺の建物との繋がりの中で考えるのかによって、随分と変わってくる話だと思う。

基本的に新労働施設は、旧センター跡地の中で最初に完成するはずで、このエリア全体を象徴する重要な建物になる。それがあまりに閉鎖的、排除的なものになれば、後発の建物も全てそうになってしまう。個人的には制約を設けつつもいかに開放的に、地域に馴染むように調整できるかということを中心にしながら、新労働施設やそれ以外の周辺施設について議論したいと思っている。

府 北側施設とのバッファ部分の取扱については、我々としても具体案を持っていない状態なので、そこは西成区役所と協議しながら今後も継続的に議論させていただけたらと思っています。今の図面では左側の直線がまさにその部分であり、ここを分断するか緩やかに移動できるようにするのは、北側施設の使われ方次第でもあると思うので、今は明確な回答を申し上げにくい。

一方で、図面右側の萩小の森や下側の南海電車の高架下については、バッファ部分とは別の考え方を持って、威圧的な造りにはせずとも効果的・効率的な形を模索していければと思います。

先ほどスケジュールイメージで説明しましたとおり、今日だけで決めるつもりはなく 8 月に引き続いて議論する内容でもあり、それ以外にも個別にご意見をいただいても構いませんので、よろしくお願いします。

→ 北側施設との接続の話とは別に、実は萩小の森と新労働施設がどう繋がっていくのかという話を昔からしていたと思う。今の図面のとおりになれば萩小の森との繋がりが全くなくなってしまう。

だから萩小の森を今後どのように利用するのかということも含めて考えてほしい。北側の方に塀を作ってしまうと駄目だと思う。萩小の森のことが忘れられているじゃないかと思う。

有 忘れていたわけではなく、萩小の森近くの駐車場部分をどのようなフェンスにするのかは結構重要な部分だと思っている。緑地化させる位置も含め、一応イメージはあるがまだ出せないのは、そこまでの議論が至っていないというのが正直なところ。

新労働施設と萩小の森の間には道路はあるが、確かに駐車場との関係は出てくると思う。

また、バッファ部分についても入口部分に面するため、非常に重要。しっかりとしたフェンスを造るかどうかについては、大阪市をはじめ色々な関係団体とも議論しながら最終的には整理したいと思っています。

有 緑地化の問題は大丈夫なのか。

有 緑地化については何とかかなと思います。

有 その他、私が気になっているのは、相対求人の実施に向けたスキームについて、次回の8月の会議で議論することになっているのですが、この駐車場のスペースで相対求人の車両と個人の利用する車が混在してしまう状況というのは、求人事業者にとって、求人活動がやりづらくなるのではないかなという心配があります。

例えばこの図面上で見ると、求人事業者をなるべく左の方に寄せていく方がいいのではと思う。実際、これまでではプラカードを掲げたりしていたわけで、今後それが同じように続けられるのかどうかはわかりませんが、もしそういうような状況になれば、なおさら一般車両と求人事業者を、きれいに分けて整備するのは難しいと思うので、ある程度求人事業者を一箇所に寄せていくという形が望ましいのではと思っていますところ。

皆様から他にご意見ありますでしょうか。駐輪場とかトイレも、色々と課題があると思いますが、いかがですか。

→ 喫煙スペースを作ってください。そうしないと利用者がみんな困るので。

府 敷地内に喫煙場所は設置する予定にはしています。建物の中に設置するのは難しいですが、敷地内のどこかにはスペースを確保したいと思っています。

→ 前もそう言われたけど、図面を見る限りではそういうスペースがなさそうに見えるので。

府 まだ本当に何も決まっていないので。

→ 今度、求人事業者を対象に色々話を聞くという説明がありましたが、それは西成労働福祉センターに登録している事業者のみでしょうか。

西成労働福祉センターに登録している事業者の中にも実際には地域に来ていない事業者もいれば、登録せずに求人する事業者や登録できない状態にある事業者もあり、そうした事業者はセンター周辺などの路上でやってしまっているのが実態。

事業者・労働者にメリットがあれば新労働施設の駐車場には人が集まって意味のある場所になると思うが、そのためには、センターの登録事業者以外にも、どうすればメリットを感じてもらえるか調査した方が良いと思うが、いかがか。

国 大阪労働局職業対策課です。基本は西成労働福祉センターに登録している事業者へのアンケート調査、ヒアリングを考えていますが、ご意見いただいたように新労働施設の駐車場の中に、求人事業者を呼び込むには、確かに周辺で求人活動をされている未登録事業者にも、何かしらの形でアンケート、ヒアリングを実施させていただきたいと思っています。具体的なことはこれから検討していきます。

→ センター未登録の求人事業者にも調査されるということでよろしいか。

国 西成労働福祉センターとも相談しながら、検討したいと思っています。

→ この話は今初めて話したわけじゃなく、数年間に渡る議論の中でも、建労法（建設労働者の雇用の改善等に関する法律）の話など、随分色んな形で言ってきたと思う。そもそも、勝手に路上で求人行為をするなどは、本来そうであってはならないからこそ、この地域で労働施策が行われてきたわけで、大阪労働局にはもの凄く責任があると思う。

これから検討しますと言われたが、議論の段階はこの間にどんどん進んでいるわけなので、今すぐにやってほしいと思う。

実際に違法な状態でこの地域で求人活動をしている事業者は相当数いるわけなので、適切に指導するために施設内に寄せられるようにするには、センターだけではなく大阪労働局が責任をもって真剣に取り組む必要があるということをおいてほしい。

国 わかりました。

→ 図面上に書かれているトイレは、男女別にきちんと分かれていますか。また、それぞれ個室は複数あるのですか。

有 男女は分かれています。個室についても正確な個数は決まっていますが、複数あります。他にも授乳室やバリアフリートイレもあります。また、職員用のトイレも当然全て男性用、女性用がある。

府 図面上、小さく見えているかもしれないが、トイレは十分なスペースを確保しているつもり。

→ トイレがきれいじゃない所には人が寄ってこないのも、トイレは本当に重要だと思う。

有 施設の閉所時間帯も含め、24 時間使えるトイレも設けますが、これはイメージがまだ明確じゃないのが現状。

有 汚れやすい可能性を考えれば、清掃しやすく、管理しやすいものがあるという意見は既に聞いていますが、トイレについてはもう少し皆様の意見をしっかりと聞きながら考えないといけないと思っています。

→ 新労働施設にシャワールームはないのですか。

府 一般の方が使うようなシャワールームを造る予定はありません。それは令和 3 年度の時点で既に法律改正があって、設置根拠そのものがなくなっています。

有 これは過去、何度も説明させていただいたお話なので、今日はもう繰り返しの説明はしないでいきたいとします。委員の皆様にも既に納得いただいているものだとして理解しております。

→ 釜ヶ崎の中には銭湯はあるがシャワールームのみの施設がなく、LGBTQ の人などが安心して入れるような場所がなくて困っているという話を昔にしたと思うのですが、そういう方々のためにも公的・私的に関わらず、どこかしらで設置してもらいたいと思っています。

→ その意見は大阪府ではなく、大阪市に言えば良いと思う。

→ 南側の新労働施設で造れないということであれば、北側施設に造っていただけるよう、何とか検討していただきたい。

有 委員のご意見は就労というよりは生活、福祉、健康などに関係するお話なので、労働施設検討会議では難しいと思います。

有 新労働施設の中にシャワー設置するのは、旧施設で設置していた頃とは要件が変わっており難しいというのは、多分これまでの労働施設検討会議の中で説明されていたと思う。

ただ、地域のニーズとしてそういったものがあろうというのとは十分わかっていて、どうすればいいかって話ですけども、例えばシェルターなどの既存施設の利用をすれば、あるいは三徳寮や三徳生活ケアセンターなどの救護施設、特に三徳生活ケアセンターに関しては、あいりん対策のもとに作られた施設ですから、そうした近隣施設の利用を進めていくのが 1 つの解決策だと思う。

もちろん、それしか方法がないというわけでもないかもしれないので、引き続き検討していければいいと

思います。

話は変わるが、労働局に対して別の角度から質問したいことがあります。

資料1に新労働施設の整備に向けた今後の検討項目、イメージが三つ示されていて、そのうちの二つ目に記載されている「一体的実施事業の運用に向けた準備」というのは、具体的に現状どうなっているのか気になっています。

この資料を見る限り、新労働施設の施設管理に向けた準備と、相対方式の場所としての駐車場のスキーム検討についてはよくわかるが、一体的実施事業の運用に向けた準備についてはどのように検討していくのがよくわからない。基本的にこういう会議の場で議論するというより、行政間の中で調整して決まったことを、会議の場で報告するようなイメージなのでしょうか。

国 一体的実施事業がこの会議の今後の議題になることは承知していますし、一体的実施事業を地方公共団体と国と一緒にやっていくために、行政間で引き続き、どういう形がとれるか調整を進めてまいります。

その調整した結果を、こういった会議の場で、結論が出た際か、出る間にきちんとご報告ができたと思っています。以上です。

有 ありがとうございます。それはどのタイミングで明らかになりますか。

国 年度内には一定の方向性を見出して進めていきたいと思っています。

有 年度内ということですね。

有 年度内で方向性が決まれば来年度の基本設計には影響しないという認識で合っていますか。

府 年度末ギリギリとなるとそんなに悠長なことは言えませんので、きちんとスケジュール感をもって労働局には進めていただきたい。我々も当然協力しますので、よろしくお願いします。

有 タイムラグがないようにお願いします。

有 この議題は今日1回で終わりではなく、8月にも今日出た意見を事務局の方で整理して、それを踏まえた提案を盛り込みながらお話すことで、次回はさらに丁寧な議論を深めていきたいと思っています。

本日の意見も踏まえて次回の会議で再度意見交換をしていきたいと思っています。

今日の議論の整理を進めさせていただきたいと思いますが、本日は年間総スケジュールについてお話させていただきました。今後、新労働施設の議論を進めていくにあたり効果的、効率的に検討を進めていくために、引き続き皆様から色々意見いただければと思っています。ご協力のほどよろしくお願いします。

先ほど意見、質問をいただいた一体的実施事業については、大阪労働局が中心となって新労働施設で一般職業紹介が行われるよう大阪市と検討し、進めていくということでよろしくお願いします。

また、基本計画の見直しに向けた手続きを府の方で進めていただいて、必要な情報は会議で報告していただければと思っています。

新労働施設の内部の議論だけでなく、委員から意見のあった北側施設やその他周辺施設との関係など、広く意見を聞いていければと思っています。

それでは今日のまとめを終了し、進行を事務局にお返ししようと思います。

→ その他のことで2点、お話しさせていただく。

一つ目は「労働センター、新しくなって戻ってくるんです」という古い看板について。今も萩之茶屋北公園に掲示されているが、裁判など様々なことがあってスケジュールに遅れが生じたことで、年数の表記などが合わなくなっている。

有 その看板は大阪府が作ったものですか。

→ これは区役所が広報の観点から作成したもの。この会議で直接議論しなくてもよいが、労働施設に関することなので、行政の皆様にも申し上げておきたい。

二つ目は、これまでに釜ヶ崎が果たしてきた役割を継承しつつ、時代に合わせた形で発展させていくため

には、労働遺産とも言えるべき記憶遺産を継承していくことが大事だということ。

新施設の北側に西成情報アーカイブを作るということで議論してきたが、どのような技術を用いて疑似体験させるかなど、そろそろ具体化していく必要があると思う。この議論が進んでいないのは、アーカイブとして残す情報は労働施設由来のため大阪府の管轄だが、実際に建てるのは大阪市ということで、行政間の調整が必要だからではないのか。そろそろ大阪市の方で具体的に進めてもらいたいと思っています。

有 解体工事が本格的に始まったことをきっかけに、改めて釜ヶ崎の日雇労働の歴史を振り返るための北側施設のアーカイブについて、具体的にその中身をどうしていくのかの議論をする場が要るのではないかという提案ですか。

→ そうですね。大阪市だけの領域の話だったらこの場では言わないが、労働施設の過去に関することなので、解体工事が本格的に始まったこのタイミングであえて言わせてもらいました。

有 西成情報アーカイブは、西成区役所から大阪公立大学が受託していて、確かにアーカイブのメインは労働関係のものであり、膨大な資料をデジタル化するという作業を実際に行っているところ。

実際にアーカイブ化したデータの多くが、様々な方々が撮ってこられた膨大な写真なので、地域に今おられる皆様には、現在の解体されている光景などもアーカイブになり得るため、写真や動画を沢山記録していただければと思います。

無責任に大学や区で全て貰い受けるとか、そういう趣旨で申し上げたわけではないが、その後の扱いについては、後に議論をすれば良いと思いますので、まずは色々写真等を残していただけたらと思っています。

有 データなど、過去の記憶を残し、知ってもらえるような場面をどう作っていくのかというところの議論をする場はこの労働施設検討会議ではないと思うが、どこになるだろうか。

有 福利・にぎわい会議か、もしくはその中で派生させた会議になると思う。

有 この件については有識者の間でも少し意見の擦り合わせをやっていく必要があると思います。ご意見どうもありがとうございました。

それから解体工事に関しては、もう既に本格的に始まっていますが、何か行政の方で補足すべきことがあればお話しいただけますか。直接の担当は大阪市の都市整備局なのでこの場にはいませんが。

府 大阪市から聞いている程度の情報共有であればお伝えできます。西成区役所でも補足できる部分があればこの後に補足をお願いできればと思います。

解体工事が6月から少し前倒しで始まっているという状況です。ただ、解体の順序については、萩之茶屋の住宅を防音壁の代わりにするということで、そちらの撤去を後ろに倒しています。

順調に解体工事が進めば来年の3月末には終了すると聞いております。

若干の変更点があったということで簡単にではありますがご報告させていただきました。

区 西成区役所ですが、我々の方でも今ご説明いただいた以上の話はお聞きしていません。

有 他に何も無いようであれば、事務局にお返しします。

府 次回の労働施設検討会議につきましては、8月開催を考えております。

具体的な開催日につきましては改めてご連絡させていただきます。